



Title	1654年「帝国宮内法院令」をめぐる諸問題 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	鈴木, 山海
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13397号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74560
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yamami_Suzuki_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学） 氏名： 鈴木 山海

主査 教授 山本文彦
審査委員 副査 教授 長谷川 貴彦
副査 教授 清水 誠

学位論文題名

1654年「帝国宮内法院令」をめぐる諸問題

・ 当該研究領域における本論文の研究成果

神聖ローマ帝国に関する歴史的評価は、ここ数十年において根本的に変化したといえることができる。主権国家を参照基準とする従来の歴史的評価によれば、神聖ローマ帝国は国家としての体をなしておらず、特に1648年のヴェストファーレン（ウエストファリア）条約以降には、その存在意義は否定され、同条約は「帝国の死亡診断書」とみなされていた。しかし1970年代以降、神聖ローマ帝国の再評価をめぐる議論とともに、近世ヨーロッパを主権国家体制の成立期とみなす考え方を見直す動きが活性化し、現在の近世ヨーロッパ史研究においては、その政治秩序の近世的な特色をめぐって議論が行われている。神聖ローマ帝国に関する新たな評価としては、帝国は皇帝と帝国等族（皇帝の封臣）による連邦制的な体制にあったとみなされている。皇帝は伝統的な皇帝権をさまざまな機会に行使することが可能であるとともに、帝国等族は帝国議会をはじめとするいくつかの国制機関により伝統的な権利（ドイツの自由）を維持し続けたと考えられており、皇帝権をめぐる問題、国制機関の実態解明、皇帝と帝国等族の関係など多面的な研究が進められている。

本論文は、こうした新たな神聖ローマ帝国史研究の中で、その統治構造の特色を帝国裁判所の検討を通じて明らかにすることを目指している。神聖ローマ帝国の帝国裁判所としては、帝国最高法院(Reichskammergericht)と帝国宮内法院(Reichshofrat)があり、帝国最高裁法院の研究が先行している状況にある。帝国最高法院はその成り立ちから、帝国等族によって運営されている帝国裁判所と理解され、その実態の解明を通じて、帝国最高法院が果たした秩序維持機能等が解明されてきた。一方帝国宮内法院は、皇帝宮廷に設置された組織であることから、皇帝権と密接に関係する組織とみなされ、皇帝との関係でのみ扱われる傾向にあると同時に、史料的な整理が進んでいないことから、帝国宮内法院研究は立ち後れていたといえることができる。しかし2007年以降ようやく膨大な裁判記録の整理が始まり、その目録が2009年以降順次刊行され始めるとともに、帝国宮内法院研究が本格的に行われるに至った。わが国において、この新しい帝国宮内法院研究に初めて本格的に取り組んだ成果が、本論文である。

本論文の第1章「1654年『帝国宮内法院令』の制定」は、帝国宮内法院の基本法ともいえる1654年の帝国宮内法院令の制定過程及び内容を分析するものであり、今後の帝国宮内法院研究の重要な基礎となるものである。さらに、第2章と第3章において、

17世紀半ばに生じた2件の訴訟を未刊行史料を含めた史料の分析により再構成し、帝国宮内法院における紛争解決の経緯を具体的に提示している。

本論文は、帝国宮内法院に関するわが国におけるパイオニア的な研究成果であり、近世の神聖ローマ帝国に関する研究領域における重要な業績と位置づけることができる。

・ 学位授与に関する所見

本論文は、わが国の近世ドイツ史研究において、帝国宮内法院を初めて本格的に検討するものであり、今後のドイツ史研究、特に神聖ローマ帝国史研究における重要な業績と評価することができる。また、裁判に関する研究という点では、西洋法制史の分野においても重要な業績と言うことができる。本論文第1章は、法制史学会の伝統ある学術雑誌『法制史研究』に掲載されている。第2章においては、近年の宮廷文化史研究の成果を取り入れて、ウィーン宮廷における寵臣をめぐる人的関係を具体的に示した点は、注目に値する。

口頭試問においては、特に第2章と第3章で取り上げた二つの訴訟が、1654年の帝国宮内法院令と同時期に進行したにもかかわらず、帝国宮内法院令の制定過程との関係および両訴訟の影響の有無等の相互関係に触れていないこと、今回の分析は17世紀半ばの2つの訴訟であり、皇帝権や帝国宮内法院が果たした秩序維持機能について本論文で指摘できることは限定的であり、今後さらなる検討が必要であること等が指摘された。これらの点については申請者も十分に認識しており、今後さらに研究を進める中で改善されるものと判断することができる。

以上の結果、本審査委員会では全員一致で鈴木山海氏に博士(文学)の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。